

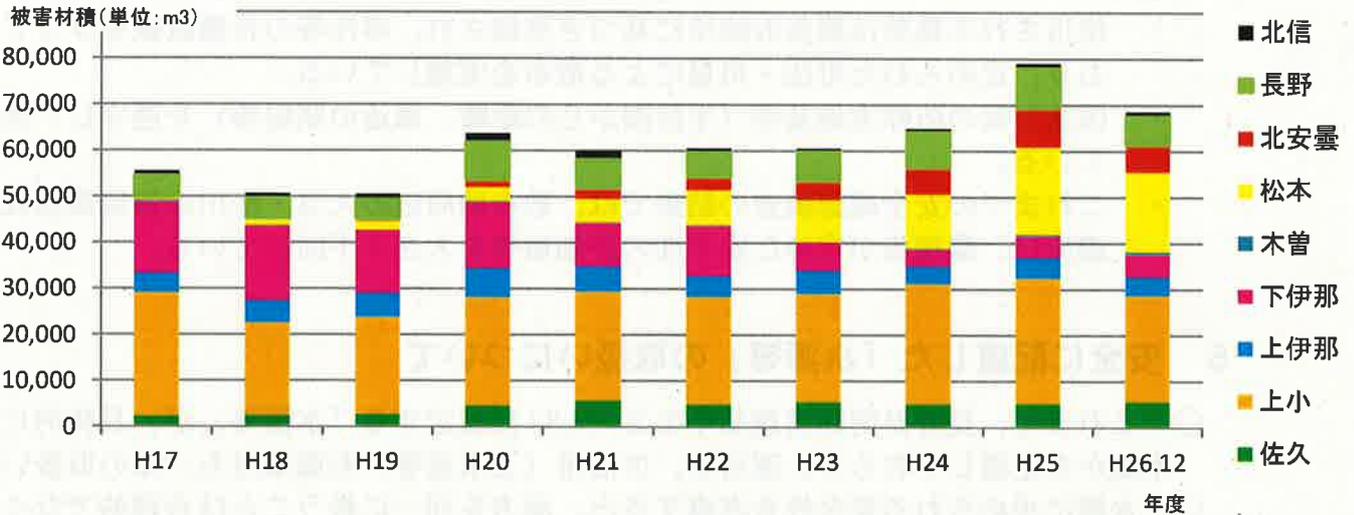
松くい虫被害と空中薬剤散布について

長野県林務部 森林づくり推進課

1 被害の現状

- 平成 25 年度の被害材積は約 7 万 8 千 m³ で、過去最大の被害量となった。
- 平成 26 年度は、12 月末現在で約 6 万 8 千 m³ と、前年同期に比べ被害量はやや減少したものの、最終的に 7 万 m³ 以上の被害量となることが確実な見通し。
- 被害市町村数は 50 で、県下全域で拡大傾向にあるが、近年、松本地域での被害が著しい。

松くい虫被害量の推移



2 平成 27 年度の被害対策

- 岩場ややせ地などにおいて他の樹種への更新が難しい松林、水源林・防災林など機能が高い松林、全国 1 位のマツタケを生産する松林、信州らしい景観の形成や観光・レクリエーション資源として重要な松林等を「守るべき松林」に位置づけ、これらの松林を主対象に、以下の対策を効果的に組み合わせ、選択と集中による防除対策を実施する。

平成 27 年度被害対策

(単位: 千円)

区分	事業内容	実施予定量	H27 予算額
予防対策			38,327
有人ヘリ散布	有人ヘリコプターによる空中散布(9 市町村)	270 ha	10,185
無人ヘリ散布	無人ヘリコプターによる空中散布(4 市町村)	69.50 ha	7,573
地上散布	薬剤噴霧車による地上散布(14 市町村)	78.17 ha	6,082
樹幹注入	特に重要な松への殺線虫剤注入	210 本	2,063
安全確保対策ほか	説明会開催、効果・安全確認調査ほか		12,424
駆除対策	枯損木の伐倒駆除等	14,873 m ³	213,394
森林整備(公共造林事業)			560,000
樹種転換	アカマツ以外の樹種への転換	172 ha	140,000
衛生伐	不用木(被害木を含む)等の伐倒処理等	22,300 m ³	420,000
合計			811,721

3 空中散布の必要性

- 空中散布は重要な松林を守るため、特に以下の理由により、他の方法に代替することのできない有効な予防手段である。
 - ・ 人が入ることのできないような急傾斜地における対策として、他に方法がない。
 - ・ 広範囲の森林で面的な保全が必要な個所では、最も効率的かつ経済的。

4 空中散布の安全性

- 空中散布は、人の健康への影響がないよう以下のとおり安全性を確保し実施している。
 - ・ 使用される農薬は農薬取締法に基づき登録され、毒性等の各種試験をクリアしており、定められた用法・用量による散布を実施している。
 - ・ 国及び県の防除実施基準（生活圏からの距離、風速の制限等）を遵守し、実施している。
 - ・ これまでの安全確認調査の結果では、散布地周辺の大気・河川の残留農薬成分の濃度は、環境省が定めた安全性の評価値等を大きく下回っている。

5 安全に配慮した「水源等」の取扱いについて

- これまで、長野県防除実施基準の2-(3)に規定する「水源等」が、具体的に何の水源かを定義しておらず、運用上、生活用（上水道等）も農業用も一律の取扱い。
- 水源に求められる安全性を考慮すると、両方を同一に扱うことは合理的でなく、山間地域の水田等で利用する用水等を区別し、「運用」を策定しその取扱いを明確にした。

長野県防除実施基準（抜粋）

2-(3)

病院、学校、水源等の周辺については、薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分注意し、これらの施設等から十分な距離^(※)を確保する等適切な対策を行うこと。

(※ 十分な距離の参照先)

同基準4-(6)-エ

薬剤散布の実施区域から人家などの人の生活圏までの距離については、特別防除においては200m以上、無人ヘリコプターによる散布においては30m以上離すことを基本とし、地域の実情に応じて必要な距離をとること。

長野県防除実施基準の運用（平成27年4月 施行予定）

1 長野県防除実施基準2-(3)の「水源等」のうち、「農業用」に利用する水源で、薬剤が飛散・流入する恐れのある場合については、以下の対策を行ったうえで、特別防除を実施すること。

(1) 農業用の水源となる河川等への薬剤の飛散・流入を避けること。

(2) 散布区域の下流1km以内で、農業用として利用している者がいる場合には、薬剤散布の同意を得るとともに、長野県防除実施基準4-(6)-キー(イ)の「水質調査」を必ず実施し、安全が確認された後に利用する。

2 「農業用」以外の水源については、従前の取扱いによる。